

## ○甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和7年3月24日

告示第49号

### (趣旨)

第1条 この告示は、奨学金を返還する者の就労初期における経済的負担を軽減することにより、本市への移住・定住及び県内における就業の促進を図ることを目的に、奨学金を返還している若者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 本市の住民基本台帳に記録され、本市を生活の本拠地とすることをいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）及び専門職大学をいう。
- (3) 高校等 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、専修学校（高等課程に限る。）及び特別支援学校（高等部に限る。）をいう。
- (4) 正規雇用等 1週間の所定労働が30時間以上で、次のア又はイに該当する者をいう。ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員を除く。
  - ア 雇用形態が次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する被雇用者
    - (ア) 期間の定めのない労働契約を締結していること。
    - (イ) 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
    - (ウ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算出方法及び支給形態、賞与、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。
  - イ 個人事業主、個人で農業その他自ら事業を営む自営業者又はその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）

- (5) 県内事業所等 山梨県内に所在する事業所、事務所又は営業所等をいう。  
(補助金の交付対象となる奨学金)

第3条 補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金  
(2) 甲斐市奨学金貸付基金条例（平成16年甲斐市条例第69号）に規定する奨学金  
(3) その他市長が認める貸与型奨学金  
(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の認定申請書を提出する日の属する年度の4月1日時点の年齢が35歳未満である者  
(2) 認定申請時に市内に居住している者  
(3) 大学等又は高校等の在学期間に前条各号のいずれかの奨学金の貸与を受けていた者  
(4) 令和7年4月1日以降に前条各号のいずれかの奨学金の返還を開始している者  
(5) 令和7年4月1日以降に県内事業所等に正規雇用等で就業している者  
(6) 市税を滞納していない者  
(7) 他の制度により奨学金の返還に係る同種の補助を受けていない者  
(8) 甲斐市暴力団排除条例（平成27年甲斐市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないもの  
(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付申請日の属する年度の前年度において、市内に居住し、かつ、正規雇用等で就業した期間に返還した奨学金とする。

2 制度の返済期間に応じた年間返済額を基本額とし、利子相当額及び繰上げ返済等による奨学金の返還額の増額分は含めないものとする。

3 第1項に規定する対象経費のうち就業先から返還支援を受けた場合は、その額を控除するものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間の起点は、第8条第2項の規定による認定を受けた年度に属する最初の返還月とする。

2 対象期間は通算して120か月を限度とする。ただし、第11条に規定する交付申請書を提出する日の属する年度の前年度において補助対象者の年齢が35歳に到達した場合は、認定を受けた年度に属する最初の返還月から通算して120か月に満たない場合であってもそれ以後の期間は対象外とする。

3 第10条第1項第1号又は第2号の規定により認定を取り消された者が、再び第4条に規定する要件を満たし、交付申請を行う場合にあっては、これまでの交付対象月数を合算し、通算月数を前項の規定に基づく補助対象期間とすることができるものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、第5条に規定する補助対象経費に相当する額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を上限とする。

(1) 定額月賦返還方式 月額1万円

(2) 前号以外の返還方式 年額12万円

2 交付申請を行う年度の前年度において、補助対象者が市内に居住し、かつ、正規雇用等で勤務した期間が1年に満たない場合は、月額1万円を上限とし、対象となる月数を乗じた額とする。ただし、15日に満たない月がある場合は、その月は対象外とする。

3 補助金の総額は、120万円を上限とする。

(補助対象者の認定)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、最初の交付申請を行う日の前年度末までに、甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し

- (2) 奨学金の返還金額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
  - (3) 本人確認書類の写し（顔写真付き公的身分証明書）
  - (4) 第2条第4号アに該当する場合は、勤務先名、就職年月日、労働条件、雇用契約内容等が確認できる書類の写し
  - (5) 第2条第4号イに該当する場合は、開業届の写し又は事業専従者給与の支給に関する書類の写し
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による認定申請があったときは、その内容を審査し、決定結果を甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定（不認定）通知書（様式第2号）（以下「認定通知書」という。）により認定申請者に通知するものとする。  
(認定事項の変更及び承認等)

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付対象者の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定事項について変更が生じた場合は、速やかに甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付認定事項変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 認定通知書の写し
  - (2) 前条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類
- 2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、決定結果を甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付認定事項変更承認（不承認）通知書（様式第4号）（以下「認定変更承認通知書」という。）により認定者に通知するものとする。  
(認定の取消し等)

第10条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象期間内に転出したとき。
- (2) 補助対象期間内に県内事業所等に正規雇用等で就業しなくなったとき。
- (3) 奨学金の返還が免除されたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。

- (5) 法令又はこの告示に違反したとき。
  - (6) 本事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
  - (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により当該認定を取り消したときは、甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金認定取消通知書（様式第5号）によりに認定者に通知するものとする。
- 3 第1項第1号又は第2号の規定により認定を取り消された者が、認定の取消し前に、市内に居住し、かつ、正規雇用等で就業した期間に返還した奨学金については、認定の取消し後であっても、第11条の規定による交付申請をすることができるものとする。
- 4 第1項第1号又は第2号の規定により認定を取り消された者が、再び第4条の要件を満たす場合には、第8条の規定による認定申請をできるものとする。

（補助金の交付申請）

第11条 認定者（前条第3項の規定により交付申請をすることができる者を含む。）が補助金の交付を受けようとするときは、甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第6号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定通知書の写し。ただし、第9条第2項に規定する変更承認を受けている場合は、認定通知書及び認定変更承認通知書の写し。
  - (2) 申請日の属する年度の前年度における奨学金の返還実績を確認できる書類の写し
  - (3) 第2条第4号アに該当する場合は、申請日の属する年度の前年度における就労に係る在職証明書（様式第7号）
  - (4) 第2条第4号イに該当する場合は、直近の確定申告書の写し又は事業専従者の所得が確認できる書類の写し
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 交付申請の受付期間は、毎年度4月1日から6月30日までの指定する期間とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- （補助金の交付決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、申請者が指定する口座への振込みにより、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が第10条第1項第3号から第8号までのいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定の取消しを行ったときは甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付の決定の取消しを行った場合は、交付決定者に対し、甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金返還命令通知書（様式第10号）により期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき認定された補助対象者に係る補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

#### 附 則（令和7年12月3日告示第189号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年　月　日

甲斐市長 様

甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定申請書

甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付対象者としての認定を受けたいので、  
甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添  
えて申請します。

申請者	住 所	
	(ふりがな) 氏 名	
	奨学生番号	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	
	メールアドレス	
学歴終	名 称	学校名： 学部・学科名：
	年　月	年　月　(卒業・中退)
奨学金	名 称 ※チェック欄(□) にレを記入してく ださい。	<input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金 <input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金 <input type="checkbox"/> 甲斐市奨学金貸付基金条例に規定する奨学金 <input type="checkbox"/> その他市長が認める貸与型奨学金( )
	貸与金額	総額 円
	貸与期間	年　月～年　月
	返還開始日	年　月　日
	返還完了予定日	年　月　日

※裏面に続く

勤務先	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	就業年月日	年 月 日

#### 誓約・同意事項

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

※チェック欄（□）にレを記入してください。

- (1) 申請内容に虚偽はありません。
- (2) 申請者について、本申請の内容審査のため、住民基本台帳及び市税の納税状況を、市の保有する公簿等により確認することについて、同意します。
- (3) 他の制度により奨学金の返還に係る同種の補助を受けていません。
- (4) 私は、甲斐市暴力団排除条例(平成27年甲斐市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しません。
- (5) 交付決定後に、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、補助金を返還いたします。

#### 添付書類

- (1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し
- (2) 奨学金の返還金額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
- (3) 本人確認書類の写し（顔写真付き公的身分証明書）
- (4) 被雇用者の場合は、勤務先名、就職年月日、労働条件、雇用契約内容等が確認できる書類の写し
- (5) 個人事業主又は事業専従者の場合は、開業届の写し又は事業専従者給与の支給に関する書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

第  
年  
月  
日  
様

甲斐市長 印

甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定（不認定）通知書

年　月　日付けで申請のあったことについて、次のとおり交付対象者として認定（不認定）しましたので、甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、通知します。

1 審査結果 認定 ・ 不認定

2 対象期間 年度～年度

3 備考（不認定の場合はその理由）

申請者	住 所	
	(ふりがな) 氏 名	
	奨学生番号	
	生年月日	年　　月　　日
	電話番号	
	メールアドレス	
学歴終	名 称	学校名： 学部・学科名：
	年　月	年　　月　（卒業・中退）

※裏面に続く

奨学金	名 称 ※チェック欄(□)にレを記入してください。	<input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金 <input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金 <input type="checkbox"/> 甲斐市奨学金貸付基金条例に規定する奨学金 <input type="checkbox"/> その他市長が認める貸与型奨学金( )
	貸 与 金 額	総額 円
	貸 与 期 間	年 月 ~ 年 月
	返還開始日	年 月 日
	返還完了予定日	年 月 日
勤務先	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	就業年月日	年 月 日

様式第3号（第9条関係）

年　月　日

甲斐市長　　様

申請者 住 所

氏 名

甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付認定事項変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあった認定について、次のとおり変更したいので、甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更する項目 ※該当するものを○で 印んでください。	申請者（住所、氏名） / 奨学金（返還状況） / 勤務先	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年　　月　　日	
変更する理由		

添付書類

- (1) 認定通知書（様式第2号）の写し
- (2) 当該変更に係る事実を証する書類

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲斐市長

印

甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付認定事項変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった変更承認について、 年 月 日付け 第 号で通知した交付対象者認定を次のとおり変更することを承認（不承認）したので、甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

- 1 審査結果      承認      •      不承認
- 2 変更する項目      申請者（住所、氏名） / 奨学金（返還状況） / 勤務先
- 3 変更内容
- 4 備考（不承認の場合はその理由）

様式第5号（第10条関係）

第　　号  
年　　月　日

様

甲斐市長　印

甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金認定取消通知書

年　月　日付け　第　　号で通知した交付対象者の認定を取り消しましたので、甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

理由：次の項目に該当するため。

補助対象期間内に転出したため。
補助対象期間内に県内事業所等に正規雇用等で就業しなくなったため。
奨学金の返還が免除されたため。
偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたため。
法令又はこの要綱に違反したため。
補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたため。
暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたため。
市長が不適当と認めたため。

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

申請者 住 所

氏 名

### 甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書

甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金の交付を受けたいので、甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請（請求）します。

#### 1 申請内容

認定の対象期間	年度～年度	
請求対象期間	年度	年 月～年 月 年 月～年 月
請求対象期間中の返還額	円（元金のみ）	
申請（請求）額	円	

#### 2 振込先（申請者本人名義の口座をご記入ください。）

金融機関名		本支店名	
種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

#### 添付書類

- (1) 認定通知書(様式第2号)及び認定変更承認通知書(様式第4号)の写し
- (2) 申請日の属する年度の前年度における奨学金の返還実績を確認できる書類の写し
- (3) 被雇用者の場合は、申請日の属する年度の前年度における就労に係る在職証明書(様式第7号)
- (4) 個人事業主又は事業専従者の場合は、直近の確定申告書の写し又は事業専従者の所得が確認できる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

様式第7号（第11条関係）

## 在職証明書

氏名	フリガナ -----
生年月日	年 月 日
現住所	
就職年月日	年 月 日
勤務地	

上記の者は、当社の正規雇用者※であることを証明します。

年 月 日

所在地  
名称  
代表者 印  
電話番号  
担当者所属部署  
役職・氏名

### ※正規雇用者

雇用形態が次の（1）から（3）のいずれにも該当する被雇用者

- (1) 期間の定めのない労働契約を締結していること。
- (2) 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- (3) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算出方法及び支給形態、賞与、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

様式第8号（第12条関係）

第                  号  
年                  月                  日

様

甲斐市長 印

甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金について、次のとおり交付（不交付）することに決定したので甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、通知します。

1 補助金の交付決定                  交付 • 不交付

2 補助金の交付決定額                  円

3 備考（不交付の場合はその理由）

様式第9号（第13条関係）

第                  号  
年                  月                  日

様

甲斐市長                  印

甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した交付決定を取り消しましたので、甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、通知します。

理由：次の項目に該当するため。

	奨学金の返還が免除されたため。
	偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたため。
	法令又はこの要綱に違反したため。
	補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたため。
	暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたため。
	市長が不適当と認めたため。

様式第10号（第13条関係）

第　　号  
年　　月　　日

様

甲斐市長　印

甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金返還命令通知書

年　月　日付け　第　　号で交付決定を取り消した甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金について、甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により返還請求します。

1 補助金返還請求額　　円

2 返還期限　　年　　月　　日まで（別添の納入通知書により返還すること）

